

○奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則

平成20年3月31日規則第10号

改正

平成24年3月23日規則第11号
平成25年3月29日規則第20号
令和2年10月30日規則第59号
令和4年3月31日規則第30号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市コミュニティスポーツ施設条例（昭和61年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用承認の申請）

第2条 条例第3条の規定により、スポーツ施設の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティスポーツ施設使用承認申請書（別記第1号様式）2通を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の1月前から使用しようとする日までになししなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 スポーツ施設の体育室を個人使用する場合は、前2項の規定にかかわらず、使用しようとする日に口頭等により使用承認の申請をするものとする。

（使用承認）

第3条 指定管理者は、スポーツ施設の使用承認をしたときは、前条第1項の規定により提出された申請書のうち1通に承認印（別記第2号様式）を押して申請者に交付する。

2 前条第3項の申請があった場合において使用承認をしたときは、前項の規定にかかわらず、体育室の個人使用にあつてはコミュニティスポーツ施設個人使用券（別記第3号様式）を申請者に交付する。

（承認書の携帯）

第4条 スポーツ施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、スポーツ施設を使用するときは、前条第1項の規定により交付を受けた申請書又は同条第2項の規定により交付を受けた使用券（以下「承認書等」という。）を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用時間の超過の届出）

第5条 使用者は、使用承認を受けた使用時間を超えて、スポーツ施設を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

（使用料の納付）

第6条 使用者は、承認書等の交付を受けた際、条例別表第2に定める使用料を納付しなければならない。使用承認を受けた後に承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。

2 前項の規定により、使用料の納付があったときは、承認書等の表面に使用料の領収印（別記第4号様式）を押すものとする。

（使用料の減免申請）

第7条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティスポーツ施設使用料減免申請書（別記第5号様式）2通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、前項の規定により提出された申請書1通に承認印を押して申請者に交付する。

（使用料の返還）

第8条 条例第7条の規定により使用料を返還する場合の額は、次のとおりとする。

（1）条例第8条第1項第3号の規定に該当し、使用することができなくなったとき。 全額

（2）その他災害又は気象条件等使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 全額又は半額

2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、コミュニティスポーツ施設使用料返還請求書（別記第6号様式）に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、スポーツ施設を使用する権利を他人に譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

（使用者の義務）

第10条 使用者は、スポーツ施設の設置目的を認識し、条例及びこの規則の各条項を遵守して健全な活動目的に資するよう努めなければならない。

（事故責任）

第11条 使用者は、スポーツ施設の使用に関し生じた一切の事故について、その責めを負うものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（平成24年3月23日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（令和2年10月30日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月31日規則第30号）

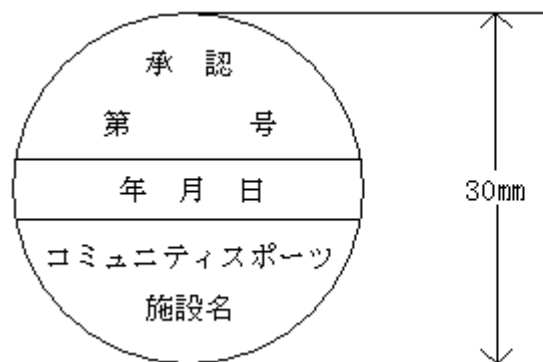
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

コミュニティスポーツ施設使用承認申請書			
No. _____			
年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
申請者 住所			
氏名			
電話 ()			
次のとおり奈良市 コミュニティスポーツ会館・広場を使用したいので申請します。			
使 用 日 時	年 月 日 ☐ 午前 9:00～12:00 ☐ 午後 13:00～17:00 ☐ 夜間 18:00～21:00 ☐ 午前・午後 9:00～17:00 ☐ 午後・夜間 13:00～21:00 ☐ 全日 9:00～21:00		
使 用 目 的			
使 用 施 設	☐ 体育室 ☐ 会議室 ☐ 運動広場		
使 用 団 体 名			
使 用 人 員	責任者 _____ ほか _____ 名		
連 絡 先	電話 () _____		
※使 用 料	円		
※承 認 条 件	<table border="1"> <tr> <td>承 認 印</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	承 認 印	
承 認 印			

注意事項

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 使用日時は、使用する時間区分の□に✓を記入してください。
- 3 ※箇所は、記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)



(その1)

		No. _____	
コミュニティスポーツ施設個人使用副券			
氏 名		年	月 日
使用日			
施設名		☐ 午前	☐ 午後
		☐ 夜間	
使用料		円	
ス ポ ー ツ 施 設 名			

(その2)

		No. _____	
コミュニティスポーツ施設個人使用券			
氏 名	様	年	月 日
使用日			
施設名		☐ 午前	☐ 午後
		☐ 夜間	
使用料		円	
ス ポ ー ツ 施 設 名			

第4号様式(第6条関係)

領	収
年 月 日	
コミュニティスポーツ 施設名	

30mm

コミュニティスポーツ施設使用料減免申請書		
年 月 日		
(宛先) 奈良市長		
申請者 住所		
氏名		
電話 ()		
次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。		
施 設 名		
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
使用承認の内容及び使用料額		
減免を申請する理由		
※決 定	承認印	
☐ 免除する		
☐ 円減額する		

注意事項

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は、記入しないでください。

コミュニティスポーツ施設使用料返還請求書				
年 月 日				
(宛先) 奈良市長				
請求者 住所				
氏名				
電話 ()				
次のとおり使用料の返還を受けたいので請求します。				
施設名				
使用目的				
承認申請年月日	年 月 日	承認年月日及び番号	第	年 月 日 号
使用年月日	年 月 日	使用料納付年月日	年 月 日	
	年 月 日			
	年 月 日			
使用料の返還を請求する理由				
既納の使用料		返還率	返還金額	
		100	円	

承認書を必ず添付してください。

≪ 返還金振込先 ≫ 一般の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらかを記入してください。

一般の金融機関名	銀行		本店
	信金・金庫		支店
	農協・労金		出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	店番	記号	番 号 (口座番号)
		1	0
フリガナ			
口座名義人			